

各独立行政法人の交付金事業の精査結果

独立行政法人に対する運営費交付金については、制度上、使途の内訳を特定しない、いわば「渡しきりの交付金」として運用することとされているところであるが、交付金の財源である雇用保険三事業の費用負担者が事業主のみであることを踏まえ、各独立行政法人に対し、今回の精査結果を重く受け止め、適正・的確かつ効率的に使用されることが強く望まれる。

今後、雇用保険三事業による交付金を使用した事業について、継続的監視を行うことが必要であり、各独立行政法人に対し、今回の精査結果への対応状況について公表等透明性を高めることが強く望まれる。

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に対する交付金

交付金で実施する事業については、概ね中期目標・中期計画に沿って実施されており、一定の効果を挙げている。

ただし、人件費のラスパイレス指数が相当程度高いことや個別事業ごとの費用対効果が十分把握されていないこと等課題もある。

このため、事業の一層の効率化を図るとともに、人件費及び物件費の抑制を図ることが適当である。このような取組により、年間の交付金額を引き続き抑制することが適当である。

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構に対する交付金

交付金で実施する事業については、概ね中期目標・中期計画に沿って実施されており、一定の効果を挙げている。

ただし、人件費のラスパイレス指数が相当程度高いこと、個別事業や所管施設に係る費用対効果が